

江府町条例第 10 号

江府町森林等火入れに関する条例の一部改正をここに公布する。

令和 8 月 3 月 2 3 日

江府町長 白石 祐 治

江府町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例

江府町森林等火入れに関する条例(昭和59年江府町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
(火入れの中止) 第17条 火入者は、強風注意報、 <u>乾燥注意報、林野火災注意報、火災警報又は林野火災警報</u> が発令された場合その他風速、風向、湿度等からみて他に延焼のおそれがあると認められる場合は、直ちに消火し、火入れを中止しなければならない。	(火入れの中止) 第17条 火入者は、強風注意報、 <u>異常乾燥注意報又は火災警報</u> が発令された場合その他風速、風向、湿度等からみて他に延焼のおそれがあると認められる場合は、直ちに消火し、火入れを中止しなければならない。

附 則
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。